

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

後志広域連合は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道後志広域連合長

公表日

平成29年8月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	1 被保険者の資格管理に関する事務 ① 被保険者証の交付 ② 資格管理 2 介護認定に関する事務 ① 認定審査結果の通知及び管理 3 保険給付に関する事務 ① 介護・予防給付費の支給 ② 現物給付及び現金給付の審査及び支給決定 ③ 特定入所者利用者負担額の減免認定事務 ④ 負担割合証の交付 4 指定地域密着型サービス事業者に関する事務 5 指定介護予防支援事業者に関する事務 6 介護保険事業状況報告等に関する事務 7 地域支援事業に関する事務 8 地域包括支援センターに関する事務 9 介護保険事業計画に関する事務 10 介護保険料の賦課及び徴収に関する事務 11 保健福祉事業に関する事務 12 介護保険事業特別会計の設置 13 介護保険基金の管理 14 介護保険に関する相談及び苦情への対応
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名管理システム、データ連携システム、宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条及び別表第1(68の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二(情報提供) ・1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117 (情報照会) ・93、94 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 (情報照会) ・第46条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	介護保険課
②所属長	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
なし	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	後志広域連合 総務課総務係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8010 FAX 0136-22-4466 E-mail soumu@shiribeshi-kouiki.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	後志広域連合介護保険課事業推進係 住所 〒 044-8588 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎 車庫棟2階 電話 0136-55-8013 FAX 0136-22-4466 E-mail kaigo@shiribeshi-kouiki.jp
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年6月28日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (情報提供) ・1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び別表第二 (情報提供) ・1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117	事後	根拠法令の整理による修正
平成29年6月28日	4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	根拠法令の整理による修正
平成29年8月24日	4. ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第25条、第25条の2、第30条、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供) ・第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	根拠法令の整理による修正